

高齢者虐待対応専門職チーム（弁護士・社会福祉士）を派遣します

【秋田県高齢者虐待防止推進事業】

1. 派遣趣旨

高齢者虐待防止法の理念に基づき、県内の市町村及び地域包括支援センターが受理した高齢者虐待（疑い含む）について、その具体的な対応と体制整備等の支援（アドバイス等）を行い、権利擁護の推進を図ります。

2. 派遣対象

秋田県内の市町村及び地域包括支援センター

3. 派遣手続

市町村及び地域包括支援センターが派遣を依頼する場合は、「高齢者虐待対応専門職チーム事務局」へご連絡ください。詳細は裏面をご覧ください。

4. 派遣内容

要請のあった市町村及び地域包括支援センターが開催する虐待対応ケース会議、評価会議、その他相談会、事例検討会等で助言・指導を行います。

※専門職チームは、直接虐待者への対応及び電話、FAX、メールでの相談は行いません。

※チーム派遣のため、一方の専門職のみの派遣には応じられません。

5. 派遣費用

専門職チームの報酬及び旅費についての負担はありません（秋田県高齢者虐待防止推進事業から予算の範囲内で拠出します）。その他に費用が発生する場合のみ、依頼元の市町村及び地域包括支援センターの負担となります（例：会場費、資料代等）。

6. 高齢者虐待対応専門職チームの役割

（1）チームとしての助言

虐待対応における判断や対応方法に関して、主に弁護士は法的枠組み、社会福祉士はソーシャルワークの観点からチームとして助言します。

（2）助言者としての間接的な支援

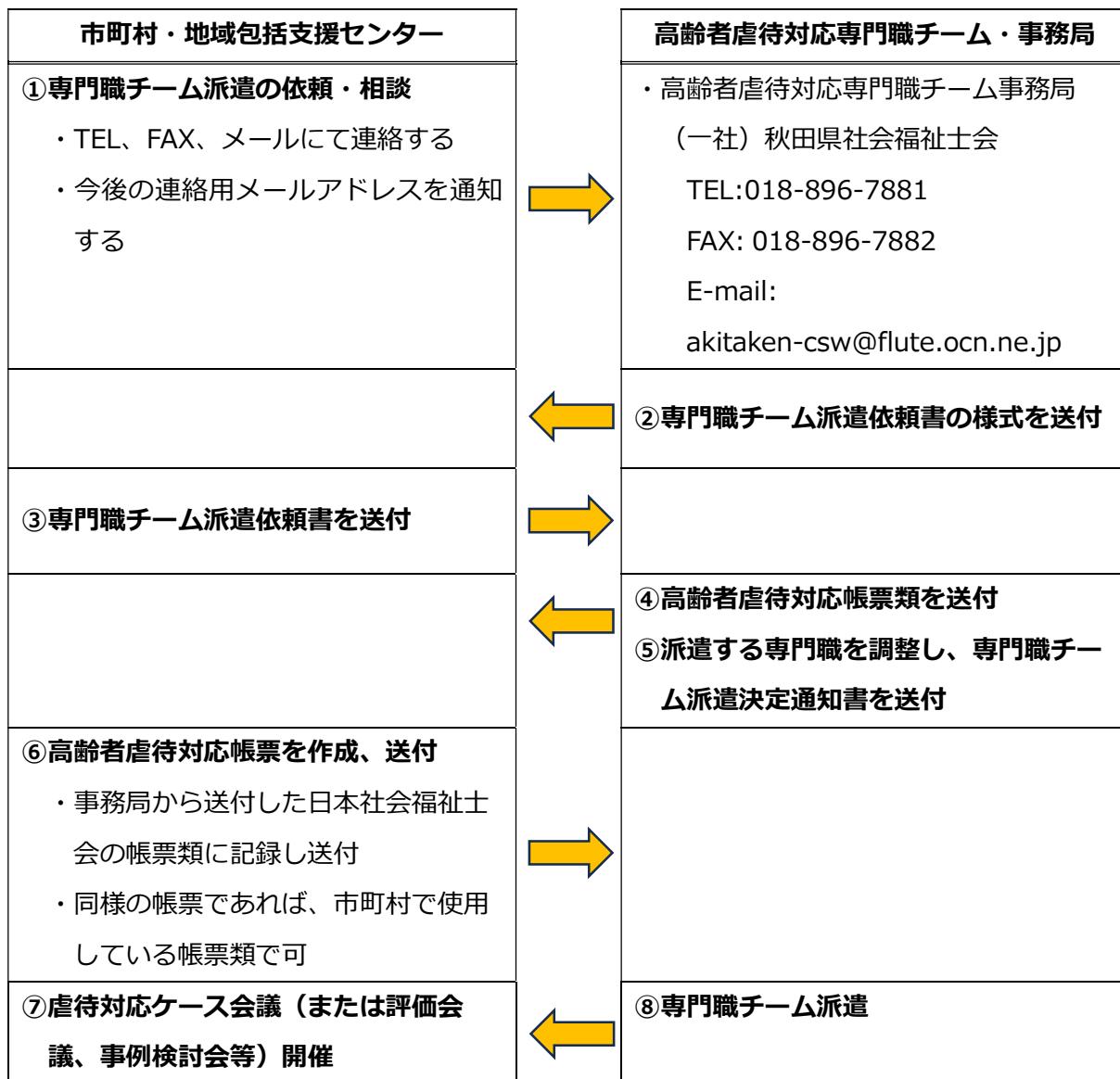
専門職チームの目的は、責任主体である市町村の虐待対応力の向上です。

また、助言の客觀性、適切性という観点から、アドバイザーという立ち位置で助言します。

（3）個別の虐待対応ケース会議等を通じて助言

個別の事例について、より適切かつ具体的な対応策を助言します

高齢者虐待対応専門職チーム派遣の基本的な流れ



※虐待対応には出来る限り速やかな対応が求められるため、書類等のやり取りは原則メールで行います。情報の取り扱いは「高齢者虐待防止対応事務に関する個人情報取扱要領」に基づき厳重に行います。